

第 8 章 政策評価 77

1. 政策評価について 77

2. 独立行政法人について 77

第8章 政策評価

1. 政策評価について

2002 年 4 月に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき、経済産業省政策評価基本計画（三カ年計画）を策定し、さらに、毎年度策定している経済産業省事後評価実施計画に基づき、政策評価を実施している。2022 年度は、2019 年度に策定した経済産業省政策評価基本計画（令和 2～4 年度）に基づいて、以下の施策について、評価書を公表した。

（1）事前評価

- ①租税特別措置等に係る施策
- ②規制の新設又は改廃に係る施策
- ③研究開発事業

（2）事後評価

①経済産業省事後評価実施計画で定めた以下 26 施策の評価を実施

- | | | |
|--------------|-------------------|----------|
| ・ 経済基盤 | ・ 海外市場開拓支援・対内投資 | ・ 商取引安全 |
| ・ 新陳代謝 | ・ 貿易管理・重要技術マネジメント | ・ 化学物質管理 |
| ・ 技術革新 | ・ 経営革新・創業促進 | |
| ・ 基準認証 | ・ 事業環境整備 | |
| ・ 経済産業統計 | ・ 経営安定・取引適正化 | |
| ・ ものづくり | ・ 地域産業 | |
| ・ データ利活用 | ・ 福島・震災復興 | |
| ・ サービス | ・ 資源・燃料 | |
| ・ クールジャパン | ・ 新エネルギー・省エネルギー | |
| ・ サイバーセキュリティ | ・ 電力・ガス | |
| ・ 産業保安・危機管理 | ・ 環境 | |
| ・ 国際交渉・連携 | ・ 製品安全 | |

②租税特別措置等に係る施策

③規制の新設又は改廃に係る施策

2. 独立行政法人について

2. 1. 所管独立行政法人に関する動き

2013年12月24日に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、全法人を一律に規定している現行制度を見直し、業務の特性に対応した法人のマネジメントを行うため、「中期目標管理法」「国立研究開発法人」「行政執行法人」の3つの法人分類が設けられた。経済産業省所管の法人では、「国立研究開発法人」として産業技術総合研究所と新エネルギー・産業技術総合開発機構の2法人が、「行政執行法人」として製品評価技術基盤機構の1法人が、それ以外の法人は「中期目標管理法」とされた。

2. 2. 独立行政法人評価

独立行政法人制度では、2014 年に改正された独立行政法人通則法が 2015 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、各府省に設置された独立行政法人評価委員会が廃止され、主務大臣が業務実績に関して評価を行い、その結果を独立行政法人

に通知することとなった。これにより、目標及び業績評価の一貫性、実効性を高め、主務大臣が政策責任を果たせるようになり、主務大臣の下での一貫した政策のP D C Aサイクルが確立され、独立行政法人の政策実施機能が最大限発揮されることとなった。経済産業省においても、各事業年度終了後、各法人の業績と自己評価を取りまとめた報告書を基に、経済産業大臣が中期目標及び中期計画の実施状況、進捗状況及び達成の状況を調査・分析し、業務の実績の全体について総合的な評定を実施している。

なお、評価に当たっては、総務大臣が定めた「独立行政法人の評価に関する指針」に基づき、以下の事項に留意して所管法人の業務実績評価を行っている。

- ・法人の実施している業務と国の政策の方向性との整合性
- ・国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上
- ・研究開発成果の最大化及び適正、効果的かつ効率的な業務運営
- ・法人の行う事務・事業の効率的かつ効果的实施